

## 憲法訴訟のいま

## 第10回 第三次選択的夫婦別姓訴訟

—国際人権条約及び婚姻後の氏の保持に関する国際的動向—

選択的夫婦別姓訴訟弁護団・会員 橘高 真佐美 (62期)

## 第1 はじめに

第三次選択的夫婦別姓訴訟\*1では、現行の夫婦同氏制が憲法だけでなく女性差別撤廃条約及び自由権規約に違反すること、そして憲法は婚姻後の氏の保持に関する国際的動向も踏まえて解釈されるべきことを主張している。以下に、これらの点に関する弁護団の主張を紹介する。

## 第2 女性差別撤廃条約違反

女性差別撤廃条約は、1985年、日本について発効した。同条約は女性が実質的に差別されない権利を保障している。女性差別撤廃委員会が採択した「婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告21」では、婚姻の際の氏の選択についても、法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性が「自己の姓を選択する権利」を否定されていることになることを明確にしている。そして、同委員会は、日本政府に対し、夫婦同氏制を定める民法の規定が差別的であるとして、2003年、2009年、2016年、2024年と、すでに20年以上も前から4度にわたり是正を求める勧告を出している。

## 第3 自由権規約違反

自由権規約は、1979年、日本について発効した。自由権規約は、私生活及び家族に対する恣意的な干渉を禁止し、婚姻に係る配偶者の権利の平等を保障し、配偶者間の差別を禁止している。

自由権規約委員会が採択した一般的意見19において、「各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加

する権利は、保障されるべきである」と述べている。自由権規約委員会も、2022年、日本政府に対し、夫婦同氏制が差別的であるとして、是正を求める勧告を出している。

## 第4 世界の中で取り残された日本の夫婦同氏制

平成27年大法廷判決\*2は、「婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係について全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきもの」と述べた。

確かに、氏は社会や文化と深く関わるものであって、婚姻と氏に関する制度は各国、様々である。しかし、かつて夫婦同氏しかなかった国々でも、夫婦同氏の強制が女性差別となるという認識や、氏は個人のアイデンティティの重要な要素であり自己決定が認められるべきであるという認識が広がる中で、氏の伝統的・習慣的な扱いが人権の観点から見直され、個人が婚姻後の氏を選択できるように制度が改められていった。

婚姻後の氏を選択できるということは、婚姻をした後も自己の婚姻前の氏を保持するか、他方の配偶者の氏や結合氏を共通の夫婦の氏として採用するかについて、他者の意思によらず、また、他方の配偶者の同意がなくとも、自己の意思に基づき選択できることを意味する。また、婚姻後の氏を選択する権利は、どちらの配偶者にも保障されていなければならない。日本の現在の夫婦同氏制のように、婚姻するためには配偶者の一方が婚姻前の氏の使用を諦めるしかないという制度では、婚姻前の氏を選択するためには配偶者の同意が必要となり、自己の意思のみに基づいて婚姻後の氏を選択することができないから、どちらの配偶

\* 1 : 寺原真希子「第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と提訴に至る経緯」(LIBRA2024年7・8月合併号34、35頁)  
[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024\\_0708/P34-35.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0708/P34-35.pdf)

\* 2 : 最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集第69巻8号2586頁

者も自己の意思に基づいて婚姻後の氏を選択できる制度とはいえない。

夫婦同氏制は日本の文化でも伝統でもない\*3。日本でも既に30年以上前から夫婦同氏制の問題点が認識され\*4、1996年には法制審議会が選択的夫婦別氏制の導入を提言した。しかし、いまだに、選択的夫婦別氏制は導入されていない。人権を保障するために氏の制度を見直すという世界的な流れから取り残され、夫婦同氏を法的に強制する国は、もはや日本だけとなってしまった\*5。女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの度重なる民法改正の勧告を受けても、なお、選択的夫婦別氏制度を導入していないことは国際的に恥ずべき事態である。

## 第5 世界各国での婚姻と氏に関する調査

上記のような問題意識から、弁護団では、百数十カ国を超える世界各国の法制度や国際人権条約、諸外国において夫婦別氏が法的に可能となった経緯などを調査した\*6。

各国では、婚姻と氏に関する制度の見直しにあたり、司法が大きな役割を果たしている。アメリカでは複数の州最高裁判所での判断を経て、1970年代にはすでに女性が婚姻後も婚姻前の氏を自由に使えることがすでに慣習法として確立した。ドイツでは、氏に関する夫婦の合意がない場合には夫の出生氏が夫婦の氏となるとする民法の規定を違憲とする憲法裁判所の判断がされ、1993年から氏に関する配偶者間の同意なしに婚姻が可能となった。スイスでは、夫が妻の氏を家族の氏として選び、自己の氏を妻の氏の前につなげた結合氏にすることを認めない民法が欧州

人権条約の私生活及び家族生活の尊重の権利（8条）とともに、差別の禁止（14条）に違反すると判断され、民法が改正された。タイでは、夫の氏を名乗ることを義務付ける氏名法12条について、女性差別撤廃委員会が改正を勧告し、その後、タイ王国憲法裁判所が憲法違反とし、2005年に法改正がなされた。トルコでは、婚姻により妻が夫の氏に変更する同氏制度について、欧州人権裁判所による欧州人権条約8条及び14条違反の認定がされた後、トルコ破棄院でも憲法違反と判断され、別氏による婚姻が可能となった。

紙幅の都合で、それぞれの判断の詳細を紹介することはできないが、夫婦共通の氏の義務付けにより家族の一体性を維持するという規制の目的に一定の合理性があるとしても、共通の氏が家族の一体性を維持するための唯一の手段というわけではなく、氏の選択を許さないという規制はもはや正当化することができないという判断は国際的に定着している。

## 第6 結語

氏に関する自己決定権を尊重し、氏の選択に関する平等を実現するためには、差別を固定化させ、氏の変更を事実上強制するような慣習や制度を見直さなければならない。差別禁止や個人の尊重は、普遍的な人権であり、日本の憲法の理念にも共通するものである。また、日本は自由権規約や女性差別撤廃条約に批准しており、憲法98条2項により条約遵守義務を負っている。もはや、日本において、婚姻後に氏を保持する選択がないことは、国際的にも看過できる状況ではない。

\* 3：1996（平成8）年5月16日夫婦別姓選択制に賛成する人類学者有志の会「日本文化の多様性と家族の多様性を尊重しましょう！—私たちは、夫婦別姓の導入に賛成します—」

\* 4：ジュリスト1050号229頁

\* 5：平成27年10月6日付け参議院議員糸数慶子提出の選択的夫婦別姓に関する質問に対する内閣総理大臣安倍晋三の答弁書

\* 6：初期の調査対象は百数十カ国あったが、十分な根拠が確認できない国を外し、最終的には95カ国を報告書に記載した。報告書の作成にあたっては、ニューヨーク州弁護士池田クラリスさん（公共訴訟の専門家集団LEDGE所属）が主導的な役割を果たしてくれた。この報告書は、call4のウェブサイトの訴訟記録に「甲A233\_婚姻に伴う氏の変動に関する諸外国の法制度の調査報告書」として掲載している。